

富山市社会福祉審議会「地域福祉専門分科会」について

(1) 設置目的

社会福祉法第4条（地域福祉の推進）及び第107条（市町村地域福祉計画）に基づき、富山市地域福祉計画を策定するため、富山市社会福祉審議会に地域福祉専門分科会を設置するもの。

- ① 地域福祉推進の主体となる、地域住民・福祉事業者・ボランティア団体等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が住み慣れた地域で日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に関しての調査・審議
- ② 地域福祉に関する事項を総合的・計画的に推進するために、市が策定する地域福祉計画に関しての検討を行うもの。

(2) 設置の根拠

社会福祉法第11条第2項、富山市社会福祉審議会運営要領第2条第1項

(3) 分科会委員

富山市社会福祉審議会委員のうちから、委員長が指名する。
（富山市社会福祉審議会条例第6条第1項）

(4) 運営

地域福祉専門分科会の運営については、富山市社会福祉審議会条例、富山市社会福祉審議会運営要領によるものとする。

(5) 所掌事務（富山市社会福祉審議会運営要領別表）

- ① 社会福祉法第4条に規定する「地域福祉の推進」に関する重要な施策等の適否。
- ② 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定又は変更。

《 参考：社会福祉法（抜粋） 》

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（市町村地域福祉計画）

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

富山市社会福祉審議会運営要領（抜粋）

（専門分科会及び審査部会）

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第11条第1項の規定により民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、同条第2項の規定により老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会並びに同法第12条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項の規定により児童福祉専門分科会を置く。

（専門分科会及び審査部会の会議）

第6条 条例第6条の規定は、専門分科会及び審査部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「審査部会」と、「委員長」とあるのは専門分科会にあっては「専門分科会長」と、審査部会にあっては「審査部会長」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 専門分科会及び審査部会の調査審議事項並びに条例第9条の規定による専門分科会及び審査部会の決議をもって審議会の決議とする事項は、別表のとおりとする。

別表（第6条関係）

分科会等	調査審議事項	審議会の決議とする事項
地域福祉専門分科会	地域福祉の推進及び地域福祉計画に関する事項	(1) 社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進に関する重要な施策等の適否 (2) 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定又は変更